

けいれき 運転経歴証明書のご案内

神奈川県警察



免許 返したいけど・
身分証明として
使ってるしなあ～

そんな方へ



『運転経歴証明書』は、車の運転に不安を感じたりして、運転免許証を自主返納した方の声から生まれました。

身分証明書として有効なのはもちろんのこと、協賛企業・団体等のサービスも受けられる、お得な証明書です。

平成 24 年 4 月 1 日に法令改正があり、より充実されました。

運転経歴証明書とは



○過去5年間の運転経歴を証明。

○大きさは運転免許証と同じ。

○更新する必要なし。

○再交付もできます。(H24.3.31 以前の旧運転経歴証明書は再交付はできません。)

○再交付後に、亡失した運転経歴証明書が出てきたら…→返納

(旧運転経歴証明書は返納義務はありません。)

○記載事項の変更があったら…→変更届(旧運転経歴証明書は変更できません。)

○旧運転経歴証明書を、現在の運転経歴証明書に切替えはできる?

→できます。しかし、自主返納後5年以上経過し、かつ、旧運転経歴証明書を亡失・汚損等で判読不明の場合は、手続きできません。

経歴注1

運転経歴は…交付番号の末尾に表示

- 1 → 優良運転者
- 2 → 一般運転者
- 3 → 違反運転者等

※ この証明書で、
車の運転はできません。

お得 その1 安心!

「車を運転しているときに、事故を起こしたら…」という不安から解放されます。

ご自身だけではなく、

ご家族も安心!



お得 その2 身分証明!

法令上、身分証明として認められています。ただし、事業者によっては受け付けない場合もあるのでご注意ください。(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則)

※平成 24 年 3 月 31 日以前の旧運転経歴証明書は、本人確認書類として認められているのは、交付後 6 か月です。



お得 その3 サービス!

協賛企業・団体・文化施設等に提示すると、

商品の割引 入場料の割引

自宅への配送無料など

のサービスを受けられます。



このマークのお店です

裏の一覧表をご覧ください。

※神奈川県警察ホームページにも掲載されています。



※お得その3に関する問い合わせは、
神奈川県警察本部交通総務課 045-211-1212 まで

申請方法

申請できる方(代理の方は申請できません。)

神奈川県内で、

★有効期間内の運転免許証を自主返納した方

●5年以内に上記手続きを終えた方

※他県で手続きを終えた方は、その県の免許センター等にお問合せください。

申請場所

★の方は・・・住所地を管轄する警察署 と 神奈川県警察運転免許試験場

●の方は・・・神奈川県警察運転免許試験場のみ

●●●● 手続きの問合せ先 ・運転免許試験場 免許課 045-365-3111 ・管轄の警察署 交通総務係 ●●●●
神奈川県警察のホームページでも紹介しています

手数料

手数料 1000 円

※再交付、切替手続も同じ

その他

手続に必要なもの、受付時間・場所等の詳細は、下記場所にお問合せください。